

沖縄政策協議会の設置について

平成 8 年 9 月 17 日
閣 議 決 定
平成 10 年 12 月 11 日
一 部 改 正
平成 10 年 12 月 15 日
一 部 改 正
平成 12 年 12 月 26 日
一 部 改 正
平成 18 年 4 月 28 日
一 部 改 正
平成 18 年 12 月 26 日
一 部 改 正
平成 19 年 12 月 28 日
一 部 改 正

1. 「沖縄問題についての内閣総理大臣談話」（平成 8 年 9 月 10 日 閣議決定）に基づき、米軍の施設・区域が沖縄県に集中し、住民の生活環境や地域振興に大きな影響を及ぼしている現状を踏まえ、沖縄県に所在する米軍の施設・区域に係る諸問題に関し協議し、また、地域経済としての自立、雇用の確保により、県民生活の向上に資するとともに、沖縄県が我が国経済社会の発展に寄与する地域として整備されるよう、沖縄に関連する基本施策に関し協議することを目的として、沖縄政策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2. 協議会構成員は、次のとおりとする。ただし、必要に応じ、特定の事項に関し、関係する構成員による協議の場を設けることができる。また、必要に応じ構成員以外の者の出席を求めることができる。

内閣官房長官

内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策）

内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策を担当するものを除く。）

国家公安委員会委員長

文部科学大臣

環境大臣

総務大臣

厚生労働大臣

防衛大臣

法務大臣

農林水産大臣

沖縄県知事

外務大臣

経済産業大臣

財務大臣

国土交通大臣

3. 協議会は、内閣官房長官が主宰し、必要に応じ、内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策）が代行する。
4. 協議会には、部会を設けることができるほか、特定の事項に関し、関係する構成員及びその他の関係者による専門の協議会を設けることができる。
5. 協議会に幹事会を置く。幹事会の構成員は、内閣官房長官が定める。
6. 協議会の庶務は、関係省庁及び沖縄県の協力を得て、内閣官房との連携の下に内閣府において処理する。
7. その他協議会の運営に関し必要な事項は、内閣官房長官が定める。